

## グリーンボランティア保険のご案内

2019年3月作成 18-TC04357

(行事参加者の傷害危険担保特約付帯傷害保険、国内旅行傷害保険および施設賠償責任保険)

※国内旅行傷害保険とは、傷害保険普通保険約款に国内旅行傷害保険特約がセットされたものを言います。

※第1種の傷害部分(行事参加者の傷害危険担保特約付帯傷害保険)には、「往復途上傷害危険担保特約」「熱中症危険担保特約」がセットされております。

### 目次

- ・グリーンボランティア保険の特色
- ・グリーンボランティア保険の概要
- ・グリーンボランティア保険の対象行事
- ・グリーンボランティア保険の契約方式
- ・補償内容
- ・保険金をお支払いしない主な場合
- ・グリーンボランティア活動中とは
- ・ご負担いただく保険料
- ・ご利用の手続き
- ・事故発生時の対応
- ・お問い合わせ連絡先
- ・その他の注意事項
- ・重要事項説明書
- ・ご加入(ご契約)内容確認事項(意向確認事項)

### グリーンボランティア保険の特色

ボランティアのみなさんが安心して野外活動に参加できるための保険です。

森林等における自然観察・調査からチェーンソーや刈払機\*1などの動力を使用する軽作業まで幅広い活動に利用できます。

### グリーンボランティア保険の概要

(1)傷害保険：参加者がボランティア活動中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをした場合の保険です。

(2)賠償責任保険：グリーンボランティア活動に起因して、他人に身体障害を与えたり、他人の財物を損壊したことにより、記名被保険者及びその役員・使用人、団体の代表者・構成員または参加者が、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いする保険です。なお、保険責任期間中に日本国内で発生した事故に限ります。

### グリーンボランティア保険の対象行事

この保険で対象としている『グリーンボランティア活動』とは、森林、公園、川、海辺等における自然観察・調査、木工、清掃作業またはチェーンソーもしくは刈払機\*1など同等の動力工具の利用など営利を目的としない活動をいいます。

\*1 チェーンソーもしくは刈払機など同等の動力工具を利用する活動の場合は、第2種（後記の保険料掲載欄ご参照）でのお引受となります。

## グリーンボランティア保険の契約方式

この保険は、NPO法人森づくりフォーラムが契約者となり、活動日前日までに「グリーンボランティア保険包括契約」の登録をし、活動日までに「グリーンボランティア保険加入依頼書」を契約者に提出したボランティア団体の代表者、その構成員および団体の行うグリーンボランティア活動に参加する方を被保険者とする包括契約です。

ご加入の場合は特約期間 2019年4月1日午後4時～2020年4月1日午後4時まで（傷害部分の場合は、2019年4月1日午前0時～2020年3月31日午後12時まで）の契約にご加入いただきます。（被保険者ごとの保険責任期間は2019年4月1日午後4時（傷害部分の場合は、午前0時）以降、加入依頼書が契約者に提出された時またはグリーンボランティア活動に参加するためにその住居を出発した時のいずれか遅い時に始まり、グリーンボランティア活動を終了して被保険者の住居に戻った時に終わります。）

お手続き方法については後記「ご利用の手続き」をご覧ください。

本保険にご加入するには、森づくりフォーラムへの登録が必要になります。

NPO法人森づくりフォーラムへの登録には、保険料とは別に登録手数料

(1.森づくりフォーラム団体会員：免除 2.任意団体/NPO法人：2,000円 3.左記1,2以外の団体：4,000円)を別途負担いただきます。

## 補償内容

		加入タイプ			
		A	B	C	
傷害部分	本人の事故	死亡保険金	1,000万円	2,000万円	3,000万円
	後遺障害保険金	後遺障害の程度に応じて 40万円～ 1,000万円	後遺障害の程度に応じて 80万円～ 2,000万円	後遺障害の程度に応じて 120万円～ 3,000万円	
	入院保険金	日額 5,000円	日額10,000円	日額10,000円	
	通院保険金	日額3,000円	日額5,000円	日額5,000円	
	手術保険金 (※傷の処置や 抜歯等お支払い の対象外の手術 があります。)	・入院中以外(外来): ケガによる入院保険 金日額の5倍 ・入院中: ケガによる入院保険 金日額の10倍	・入院中以外(外来): ケガによる入院保険金 日額の5倍 ・入院中: ケガによる入院保険金 日額の10倍	・入院中以外(外来): ケガによる入院保険金 日額の5倍 ・入院中: ケガによる入院保険金 日額の10倍	
賠償責任部分	対人・対物合算 1名1事故につき	支払限度額 : 5,000万円 免責金額(自己負担額):なし			

注：傷害保険のお支払い対象となる事故が発生した場合には 30 日以内に、また賠償責任保険のお支払い対象となる事故が発生した場合には遅滞なくご連絡ください。ご連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。

## 傷害保険

保険金支払いの対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動（以下、「弊社」といいます。）は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。

## 死亡保険金：

保険証券記載の被保険者（保険の対象となる方）が保険証券記載の行事参加中（第 2 種は日本国内における旅行行程中）の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて 180 日以内に死亡された場合（事故により直ちに死亡された場合を含みます。）、死亡・後遺障害保険金額の全額を被保険者（保険の対象となる方）の法定相続人にお支払いします。

注：すでに支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額からすでに支払った金額を控除した残額をお支払いします。

## 後遺障害保険金：

保険証券記載の被保険者（保険の対象となる方）が保険証券記載の行事参加中（第 2 種は日本国内における旅行行程中）の急激かつ偶然な外来の事故により、ケガをされ、その直接の結果として、事故の日からその日を含めて 180 日以内に身体に後遺障害が生じた場合、後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の 4%～100%をお支払いします。

注：保険期間（保険のご契約期間）を通じ合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。

## 入院保険金：

保険証券記載の被保険者（保険の対象となる方）が保険証券記載の行事参加中（第 2 種は日本国内における旅行行程中）の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、その直接の結果として、医師の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて 180 日以内に入院された場合、入院保険金日額に入院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて 180 日を経過した後の入院に対しては入院保険金はお支払いできません。また、支払対象となる「入院した日数」は、1 事故について 180 日が限度となります。

注：入院保険金が支払われる期間中、さらに別の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。

## 手術保険金：

保険証券記載の被保険者（保険の対象となる方）が保険証券記載の行事参加中（第 2 種は日本国内における旅行行程中）の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術（傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。）または先進医療に該当する所定の手術を受けられた場合において、入院保険金額日額の 10 倍（入院中の手術）、または 5 倍（入院中以外の手術）の額をお支払いいたします。ただし、1 事故について事故の日からその日を含めて 180 日以内の期間に受けた手術に限ります。また、1 事故に基づくケガについて、1 回の手術に限ります。（1 事故

に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。)

注：「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。）。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動します。）。

### 通院保険金：

保険証券記載の被保険者（保険の対象となる方）が保険証券記載の行事参加中（第2種は日本国内における旅行行程中）の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、その直接の結果として、医師の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院（往診を含みます。）された場合、通院保険金日額に通院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、通院保険金はお支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日が限度となります。

注1：入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。

注2：通院しない場合であっても、医師の指示により所定の部位の骨折等によりギプス等\*1を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含まれます。

\*1 ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するものをいい、<sup>けい</sup>頸椎固定用シーネ、<sup>けい</sup>頸椎カラー、<sup>けい</sup>頸部のコルセット、鎖骨固定帯、胸部固定帯、<sup>ろっ</sup>肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーター、テーピングその他着脱が容易なものは除きます。

※第1種の傷害保険では、「熱中症危険担保特約」がセットされているため、被保険者（保険の対象となる方）が行事に参加している間に急激かつ外来による熱中症（日射または熱射による身体の障害）になった場合、傷害部分（死亡、後遺障害、入院、手術および通院）における保険金をお支払いします。また、第1種の傷害保険には、「往復途上傷害危険担保特約」もセットされているので、被保険者がグリーンボランティアに参加するために所定の集合場所または解散場所と被保険者の住居の通常の経路往復中に被った傷害についても保険金をお支払します。ただし、グリーンボランティアに参加する目的をもって住居を出発する前日に、備付け名簿に氏名が記載されている方が対象となります。

### 賠償責任保険金：

グリーンボランティア活動中に、その活動、もしくはその活動のために被保険者が所有、使用、管理する全ての動産、不動産に起因して他人に身体障害を与えたり、他人の財物を損壊したことにより、団体の代表者・構成員または参加者が法律上の賠償責任を負った場合に、次の損害に対して約款の規定に従い、保険金をお支払いします。なお、賠償責任期間中に日本国内で発生した事故に限ります。

#### 1. 法律上の損害賠償金

※賠償責任の承認または賠償金額の決定に際しましてはあらかじめ引受保険会社の同意が必要です。

#### 2. 引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用等の争訟費用

#### 3. 求償権保全・行使手続および損害の発生・拡大を防止するために引受保険会社の同意を得て支出した必要・有益な費用

#### 4. 賠償責任が無いことが判明した場合において、応急手当等に要した緊急措置費用または引受保険会社の同意を

得て支出したその他の費用

#### 5. 被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用

上記1. は、ご加入された支払限度額を限度にお支払いします。 上記2～5は実額をお支払いします。ただし、2. については、損害賠償金の額が支払限度額を超えるときは、支払限度額の損害賠償金に対する割合によってお支払いします。

この保険契約と重複する保険契約や共済契約（以下「他の保険契約等」といいます）がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合：

他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合：

損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

## 保険金をお支払いしない主な場合

### 傷害保険

- ① 保険契約者、被保険者（保険の対象となる方）や保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ。（保険金受取人についてはその方が受け取るべき金額に限ります。）
- ② けんかや自殺行為・犯罪行為を行うことによるケガ。
- ③ 無免許運転、麻薬等を使用しての運転、酒気帯び運転をしている間に生じた事故によるケガ。
- ④ 脳疾患、疾病、心神喪失によるケガ。
- ⑤ 妊娠、出産、流産によるケガ
- ⑥ 外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によるケガ。
- ⑦ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ。
- ⑧ 戦争、内乱、暴動などによるケガ。（※）
- ⑨ 核燃料物質の有害な特性などによるケガ。
- ⑩ 自動車等の乗用具による競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間のケガ。
- ⑪ むち打ち症、腰痛その他の症状で医学的他覚所見のないもの。
- ⑫ ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ボブスレー、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハングライダー搭乗などの危険な運動中のケガ。（特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、保険料お支払いの対象となります（第2種の国内旅行傷害保険に限りません。）。）

上記傷害におけるケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒およびウイルス性食中毒を含みます。ただし、第1種の傷害保険では細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。

なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性いずれかまたは全てを欠くケースについては、保険金のお支払いの対象となりませんのでご注意ください。

（※）第1種の傷害保険では条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約が、第2種の傷害保険では戦争危険等免責に関する一部修正特約が付帯されているため、テロ行為によるケガは除きます。なお、第1種の「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」は、その規定にかかわらず、テロの危険が高まった場合でも解除されません。

## 賠償責任保険

- ① 被保険者・保険契約者の故意に起因する損害。
- ② 戦争・変乱・暴動などに起因する損害。
- ③ 地震・噴火・津波・洪水または高潮に起因する損害。
- ④ 被保険者の同居の親族に対する賠償責任。
- ⑤ 自動車・原動機付自転車・施設外にある船・車両（原動力がもっぱら人力である場合を除きます。）または動物などの所有・使用・管理に起因する損害。
- ⑥ 被保険者（※）が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任。

（※）①記名被保険者②記名被保険者の使用人③記名被保険者が法人である場合は、その理事、取締役その他法人の業務を執行する機関④記名被保険者が法人以外の団体である場合は、その構成員⑤記名被保険者が自然人である場合は、その同居の親族

など

## グリーンボランティア活動中とは

保険金お支払いの対象となるグリーンボランティア活動中とは、グリーンボランティア活動を行っている間をいい、グリーンボランティア活動への参加を目的として被保険者の住居と活動の実施場所との間を合理的な経路および方法により往復することを含みます。（第2種の傷害部分については、ボランティア活動に参加するために住居を出発してから住居に到着するまでの間となります。）

## ご負担いただく保険料

- ① 保険料は、下記の傷害部分保険料と賠償責任部分保険料との合計額になります。（傷害部分あるいは賠償責任部分のどちらか一方だけではご利用いただけません。）
- ② この保険の保険料相当額は、それぞれのボランティア活動主催者（団体自体を含む）もしくは、参加者にご負担いただきます。
- ③ 賠償責任部分については、1活動あたりの最低保険料は1,500円となっております。参加者数（延べ人数）が50名以下の場合は1活動あたりの保険料が1,500円となりますので、ご注意ください。

### 1. 第1種・・・日帰りで作業に動力を使用しない場合

（行事参加者の傷害危険担保特約付帯傷害保険、施設賠償責任保険）

<参加者1名あたり保険料>

	Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ
傷害部分(※1)	52円	102円	134円
賠償責任部分	30円  ただし1活動の最低保険料1,500円		

（※1）第1種の傷害部分保険料は1日あたり平均被保険者数が50名以上499名以下の場合の団体割引率5%を適用しております。

## 2. 第2種・・・1泊以上または作業に動力を使用する場合

(国内旅行傷害保険、施設賠償責任保険)

### <参加者1名あたり保険料>

保険期間		Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ
傷害 部分 (※1)	2日(1泊2日)まで	383円	708円	861円
	4日(3泊4日)まで	463円	857円	1,044円
	7日(6泊7日)まで	548円	1,016円	1,245円
賠償責任部分(※2)		30円  ただし1活動の最低保険料1,500円		

(※1) 住居を出発してから住居に帰着するまでの期間で設定してください。また、補償期間(保険期間)は最長1ヵ月まで設定できます。6泊7日超の保険料については、取扱代理店までご照会ください。

(※2) 活動期間が2日以上の場合、賠償責任部分の計算における参加者人数は全期間の延べ人数で計算します。

### ご利用の手続き

#### 【1】 グリーンボランティア保険登録には

別紙1「グリーンボランティア保険包括契約登録票」に必要事項を記入し、森づくりフォーラムまでFAXまたは郵送する。

#### 【2】 活動を実施する前には

後記「重要事項説明書」「ご加入内容確認事項」をご確認いただいた上で、事前に別紙2「グリーンボランティア保険加入依頼書」の上段「活動予定日通知欄」の部分に必要事項(全項目)を記入し捺印の上、森づくりフォーラムまでFAXまたは郵送する。

注意※ 活動実施日前までに「活動予定日通知欄」が記入された「グリーンボランティア保険加入依頼書」の提出がない場合は、保険の適用は出来ませんのでご承知おきください。

#### 【3】 活動が終了したときには

① 翌月の15日までに1ヵ月分の活動内容を1行事毎に別紙2の「グリーンボランティア保険加入依頼書」の下段「活動実施報告欄」に必要事項を記入し、森づくりフォーラムまでFAXまたは郵送する。

② 保険料を「活動実施報告欄」の記載内容に基づいて翌月15日までに振込む。

注：第2種の行事につきましては、実際に参加した方全員の名簿(氏名・住所・電話番号)が必要となりますので、名簿を備え付けいただき活動実施報告時に加入依頼書に添付して提出してください。第1種の行事につきましては、参加した方全員の名簿の備え付けが必要であり、引受保険会社が必要と認めた場合には、全員の名簿提出が必要となりますのでご承知おきください。ご加入を申し込まれる方と被保険者が異なる場合は、このパンフレットの内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。

#### 【4】 活動が中止になった場合

保険料は発生しません。

## 銀行口座・郵便振替口座

銀行振込先：三菱UFJ銀行・三鷹支店・普通口座：1183002

名義：特定非営利活動法人 森づくりフォーラム

郵便振替口座：00170-4-574823

口座名称：グリーンボランティア保険事業部

## 登録更新の手続き

- ◆ 一度ご登録いただくと、年度途中でのタイプの変更はできませんのでご承知おきください。
- ◆ 毎年、更新していただく方式で、登録手数料（更新手数料）のお支払いのみで登録の更新手続きは完了します。尚、登録内容に変更が生じた場合は包括契約登録票で変更をFAXでお知らせください。

尚、登録内容に変更が生じた場合は「別紙1」の包括契約登録票で変更をFAXでお知らせください。

## ご利用いただけるサービスのご案内

### デイリーサポート

#### 暮らしに関する無料相談サービス

介護・健康に関するご相談から暮らしのインフォメーションまで、あなたのデイリーライフをサポートします。

お気軽にご利用ください。\*1

#### ●内容

- ①身の回りの法律に関するご相談\*2
- ②身の回りの税金に関するご相談\*2
- ③介護保険制度やケアプランについてのご相談、各種介護関連事業者のご案内等介護全般に関わるご相談
- ④看護師による健康についてのご相談
- ⑤公的年金等の社会保険に関するご相談\*2
- ⑥グルメ・レジャー・冠婚葬祭等暮らしの様々な情報のご提供
- ⑦介護の仕方や介護保険制度、各種介護関連事業者等の介護に関する様々な情報のご提供

#### ●受付時間

- ①③⑤ 平日午前9時～午後5時
  - ② 平日午後2時～午後4時
  - ④ 24時間365日
  - ⑥ 平日午前10時～午後4時
- (※①②③⑤⑥は、いずれも土日祝日・年末年始を除きます。)

#### ●お問い合わせ先

- ①②③⑤⑥ フリーダイヤル **0120-285-110**(携帯電話・自動車電話・PHS・衛星電話からもご利用いただけます。)
- ④ フリーダイヤル **0120-262-772**(携帯電話・自動車電話・PHS・衛星電話からもご利用いただけます。)
- ⑦ ホームページアドレス <http://www.kaigonw.ne.jp/>

\*1 ご相談の対象は、保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合で、ご契約者、ご加入者(いずれも法人は除きます。)、被保険者(保険の対象となる方をいい、法人は除きます。)、またはご契約者、ご加入者もしくは被保険者の配偶者・親族(以下相談対象者といいます。)に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。)とし、相談対象者のうちのいずれかの方からの直接の相談に限ります。

\*2 弁護士・社会保険労務士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。



## 事故発生時の対応

ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となりうる偶然な事故または事由が発生したことを知ったときは、遅滞なく（傷害保険については 30 日以内）、別紙 3 の事故報告書に以下の項目をご記入の上、代理店トキワまでご連絡下さい。ご連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。保険金請求権には時効（3 年）がありますのでご注意ください。

- ① 加入団体名
- ② 加入者の氏名・連絡先
- ③ 事故日時
- ④ 事故場所
- ⑤ 事故状況
- ⑥ 入院または通院される病院名・連絡先
- ⑦ 団体責任者の事故証明
- ⑧ 被害者の氏名・連絡先（賠償事故の場合）
- ⑨ 受けた損害賠償請求の内容（賠償事故の場合）

※ 保険金の請求時には、団体責任者またはこれに準ずる者が発行する、ボランティア活動参加中であることの証明書の提出が必要です。

※ケガを被ったときすでに存在していたケガや病気の影響等により、ケガの程度が加重された場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。

### （保険金請求の際のご注意）

責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権（費用保険金に関するものを除きます。）について、先取特権を有します（保険法第 22 条第 1 項）。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。

被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金を請求することができます（保険法第 22 条第 2 項）。

このため、被保険者からの請求を受けて引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。

- ①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

## お問い合わせ連絡先

東京海上日動火災保険代理店	引受保険会社
トキワ	東京海上日動火災保険株式会社
森づくりフォーラム担当：小林	担当課：公務第 1 部公務第 2 課
TEL：0120-290-296	TEL：03-3515-4124
FAX：050-3730-7450	FAX：03-3515-4125

## その他の注意事項

### ご加入の際のご注意

#### 【傷害保険】

①告知義務（ご加入時に代理店または弊社に重要な事項を申し出てください）等

・加入依頼書等に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）です。ご加入時に告知事項について正確にお答えいただく義務があります。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合はご加入を解除することがあります。ご加入を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください（弊社の代理店には告知受領権があります。）。この保険の告知事項は、以下の事項となります（詳細は加入依頼書等をご確認ください。）。

●被保険者（参加者）数

●他の保険契約等（\*）を締結されている場合には、その内容（同時に申し込む契約を含みます。）

（\*）「他の保険契約等」とは、全部または一部に対して支払責任が同じである保険契約または共済契約をいいます。なお、保険金ご請求時に、他の保険契約等の内容について確認させていただくことがございますので、あらかじめご了承ください。

●旅行行程中に従事する職業・職務（第2種の国内旅行傷害保険に限ります。）

②死亡保険金受取人の指定：死亡保険金は法定相続人にお支払いします。特定の方を指定する場合は、必ず被保険者（保険の対象となる方）の同意を得てください。また、同意のないまま死亡保険金受取人を指定してご加入をされた場合には保険契約が無効となります。

③ 継続してご加入頂く場合は、現在のご契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、ご加入の代理店または弊社まですぐにご連絡ください。なお、本紙の内容は2019年4月1日以降の補償内容です。それより前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

④保険会社が経営破たんした場合等の取扱いについて：引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3ヶ月間が経過するまでに発生した保険事故に関わる保険金については100%）まで補償されます。

⑤ご契約内容および事故報告内容の確認について：損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一被保険者または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人 日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っています。確認内容は上記目的以外には用いません。ご不明の点は、弊社までご照会ください。

#### 【賠償責任保険】

①告知義務：加入依頼書に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）です。ご加入時にこれらの事項に正確にお答えいただく義務があります。これらが事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

〈補償の重複に関するご注意〉

補償内容が同様の保険契約（特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や支払限度額をご確認のうえ、ご契約の可否をご検討ください。

②示談交渉サービスは行いません：この保険には、保険会社が被害者の方との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はございません。事故が発生した場合には、引受保険会社の担当部署からの助言に基づき、被保険者ご自身に被害者の方との示談交渉を進めていただくこととなりますので、あらかじめご承知置きください。なお、引受保険会社の承認を得ないで被保険者側で示談締結された場合には、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がございますので、ご注意ください。

## ご加入後のご注意

### 【傷害保険】

①通知義務（ご加入後に契約内容に変更が生じた場合に代理店または弊社に連絡していただく義務）

- ・ 加入依頼書等に☆が付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合には、遅滞なくご加入の代理店または弊社にご連絡ください。ご連絡がない場合は、お支払する保険金が削減されることがありますのでご注意ください。この保険の通知事項は、以下の事項となります（詳細は加入依頼書等をご確認ください）。

●被保険者（参加者）数

②死亡保険金受取人の変更：ご加入後、保険金受取人を変更（新たに指定する場合があります。）する場合には、ご加入の代理店または引受保険会社までご連絡願います。この場合には、必ず被保険者（保険の対象となる方）の同意が必要です。

### 【賠償責任保険】

通知義務：ご加入後に加入依頼書に☆が付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合は、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

## 保険契約者・被保険者について

この保険契約は、NPO法人森づくりフォーラムを保険契約者とし、ボランティア活動への参加者等を被保険者とする行事参加者の傷害危険担保特約付帯傷害保険、国内旅行傷害保険および施設賠償責任保険の包括・団体契約です。保険証券を請求する権利、契約内容変更に関する請求権、解約請求権等は原則としてNPO法人森づくりフォーラムが有します。この保険の対象者（被保険者）はNPO法人森づくりフォーラムへの登録をし、「グリーンボランティア保険加入依頼書」を契約者に提出したボランティア団体の代表者、その構成員ならびにその団体の行うボランティア活動の参加者に限ります。

取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店との間で有効に成立したご契約につきましては引受保険会社と直接契約されたものとなります。

本紙はグリーンボランティア保険の内容についてご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。詳細は契約者である団体の代表者の方にお渡ししてあります普通保険約款および特約によりますが、ご不明な点がございましたら取扱代理店または引受保険会社までおたずねください。